

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月 1日

水戸地方裁判所土浦支部

裁判所書記官 倉 持 忠 博

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月26日から 令和 7年10月 3日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年10月10日 午前10時00分 水戸地方裁判所土浦支部
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年10月31日 午前10時00分 水戸地方裁判所土浦支部
特別売却 実施期間	令和 7年10月14日から 令和 7年10月15日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 ただし、特別売却は金銭又は執行裁判所が相当と認める有価証券	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月 1日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、入札期間及び特別売却実施期間の最終日は午後5時までです。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	4,610,000 3,688,000	一括	922,000	86,292	0
1	130,000				
2	50,000				
3	4,430,000				

物 件 目 録

1 所 在 土浦市小野字宅地付
 地 番 180 番 3
 地 目 宅地
 地 積 216.16 平方メートル

所有者 A

2 所 在 土浦市小野字宅地付
 地 番 180 番 4
 地 目 宅地
 地 積 88.78 平方メートル

所有者 A

3 所 在 土浦市小野字宅地付 180 番地 3、180 番地 4
 家屋 番号 180 番 3
 種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造かわらぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 54.19 平方メートル
 2 階 50.94 平方メートル

共有者 A 持分 2100 分の 1
 共有者 B 持分 2100 分の 20
 共有者 C 持分 2100 分の 2079

物 件 明 細 書

令和 7年 6月30日

水戸地方裁判所土浦支部

裁判所書記官 倉 持 忠 博

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件共有者B及び本件共有者Cが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地の一部は、売却対象外の土地（地番180番1）への通行のため利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 土浦市小野字宅地付
地 番 180番3
地 目 宅地
地 積 216.16平方メートル

所有者 A

2 所 在 土浦市小野字宅地付
地 番 180番4
地 目 宅地
地 積 88.78平方メートル

所有者 A

3 所 在 土浦市小野字宅地付 180番地3、180番地4
家屋 番号 180番3
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 54.19平方メートル
2階 50.94平方メートル

共有者 A 持分2100分の1
共有者 B 持分2100分の20
共有者 C 持分2100分の2079

令和 7 年 (ケ) 第 15 号
令和 7 年 4 月 7 日受理
令和 7 年 5 月 **15** 日提出

現況調査報告書

水戸地方裁判所土浦支部
執行官 溝 井 隆 夫

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 土浦市小野字宅地付
 地 番 180番3
 地 目 宅地
 地 積 216.16平方メートル

所有者 A

2 所 在 土浦市小野字宅地付
 地 番 180番4
 地 目 宅地
 地 積 88.78平方メートル

所有者 A

3 所 在 土浦市小野字宅地付 180番地3、180番地4
 家屋 番号 180番3
 種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造かわらぶき2階建
 床 面 積 1階 54.19平方メートル
 2階 50.94平方メートル

共有者 A 持分2100分の1
 共有者 B 持分2100分の20
 共有者 C 持分2100分の2079

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	未実施		
土地	物件1, 2		
現況地目	■宅地(物件1, 2) □公衆用道路(物件)		
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □		
占有者及び占有状況	■土地所有者(A) ■その他の者(B, C) 上記の者らが本件各土地に跨った状態で下記建物を共有し, 占有している □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	物件1土地の西側部分は, 北側隣地(地番: 180-1)へアクセスするための通路(自動車の用途も含む。)としても利用されている。		
建物	物件3		
種類, 構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:		
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	■建物共有者(B, C) □その他の者 上記の者らが本建物を 居宅 として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 年() 第 号 保管開始日 年 月 日		
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (本件各土地所有者 兼本件建物共有者)	1 本件各土地の周囲の土地は私が所有者となっていますので、境界争いはありません。 2 本件各土地について、埋設物や土壌汚染の問題はないと思います。 3 本件各物件上(内)にて人が亡くなるような事件や事故はありません。 4 本件建物は私の子のBと、その妻のCが居宅として使用しています。 5 BやCから地代等を受けたことはありません。 6 本件各土地は私たち家族が使用しており、第三者が使用しているところはありません。 7 Bに執行官へ連絡するように伝えておきます。 (令和7年4月9日聴取)
■ B (本件建物共有者)	1 本件建物は私と妻(C)が居宅として使用しています。 2 本件建物内での大きな不具合はありません。壁紙にヒビがあるくらいです。 3 本件建物内でペットを飼ってはいません。 4 本件各物件での上下水道については、北側にある隣地(地番: 180-1)上の母屋と共用しているところがあります。 5 本件各土地の東側にある擁壁は本件各土地内に設置されています。市の費用負担にて設置されたと記憶しています。 (令和7年4月14日及び5月9日聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 占有状況については、上記現場の状況、関係人の陳述、不動産登記記録や公課証明書の記載内容などから、2枚目記載のとおりであると判断した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

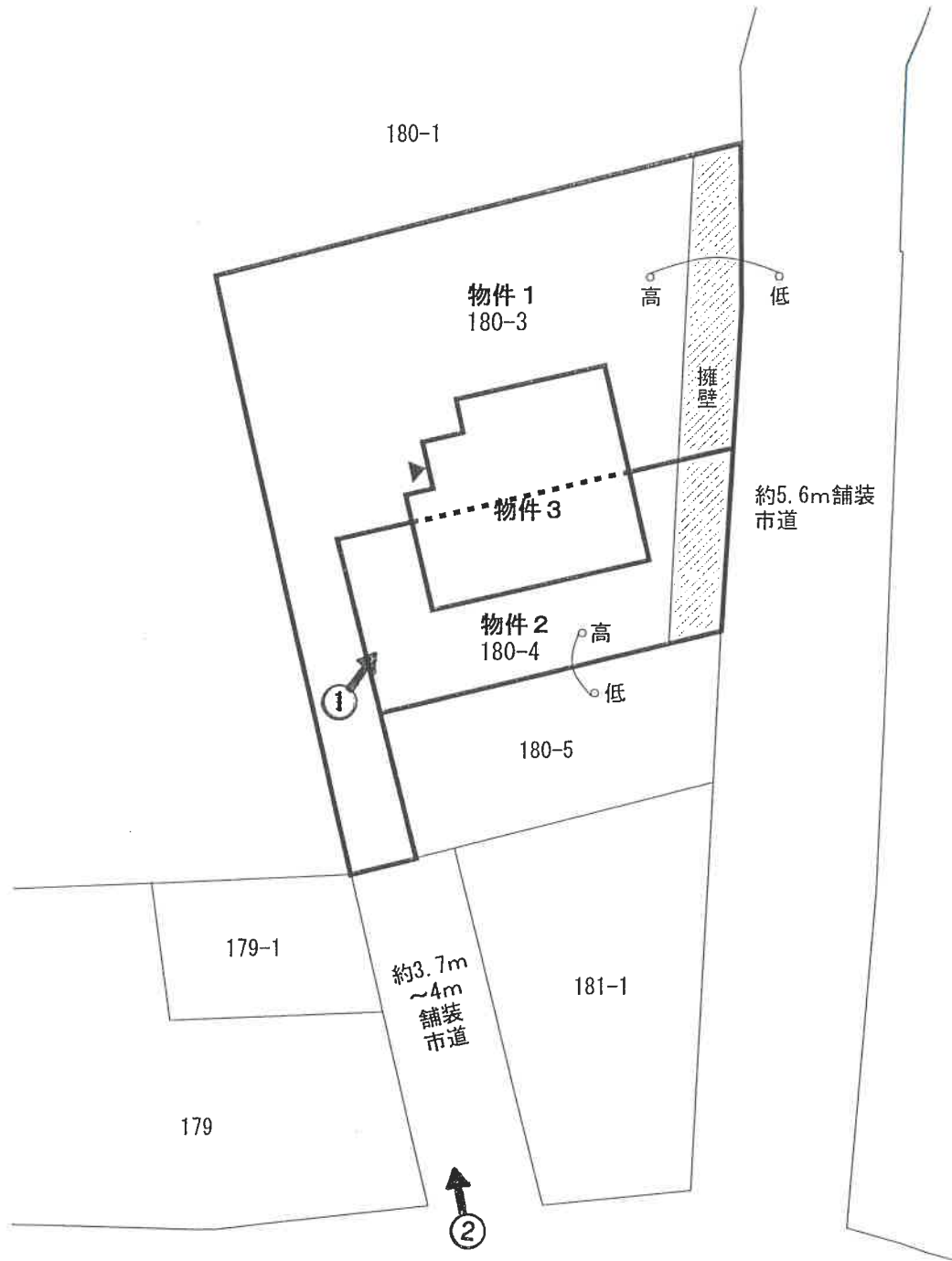
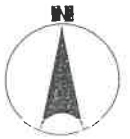
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 7 年 4 月 7 日(月)	当 庁	土浦市に対し公課証明書等交付申請書送付 (回答あり)
令和 7 年 4 月 9 日(水) 08 : 50—08 : 55	水戸地方法務局龍ヶ崎支局	周辺土地 (地番 : 1 8 0 — 1) 等の登記記録取得
令和 7 年 4 月 9 日(水) 15 : 00—15 : 30	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 占有調査 ☒ 関係人聴取 ☒ 外観写真撮影
令和 7 年 4 月 1 4 日(月) 16 : 30—16 : 45	当 庁	関係人電話聴取
令和 7 年 5 月 9 日(金) 08 : 50—09 : 40	物件所在地	☒ 立入調査 ☒ 写真撮影 ☒ 関係人聴取 ☒ 評価人同行
(特記事項) ☒ 令和 7 年 5 月 9 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたため、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

事件番号	7年(ケ)15号
物件番号	1～3

←○写真撮影位置方向

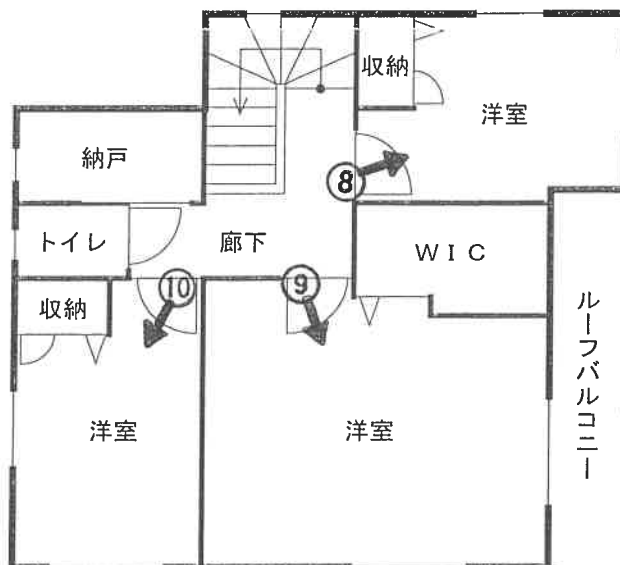


この図面は、
地図（法第14条第1項）及び現地調査等により作成した物件の形状・配置の概要図です。

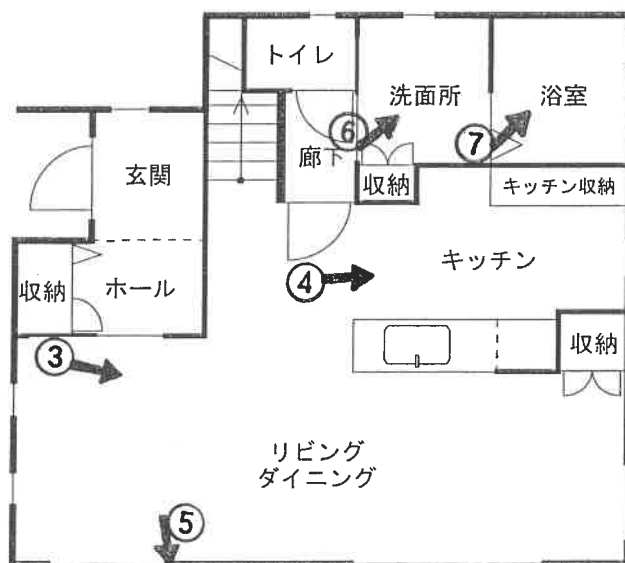
間 取 図

事件番号	7年(ケ)15号
物件番号	3

←○写真撮影位置方向



2階 床面積：50.94㎡



1階 床面積：54.19㎡

※間取図と現況が異なる場合は現況優先となります。
(建具等については一部推定)



①



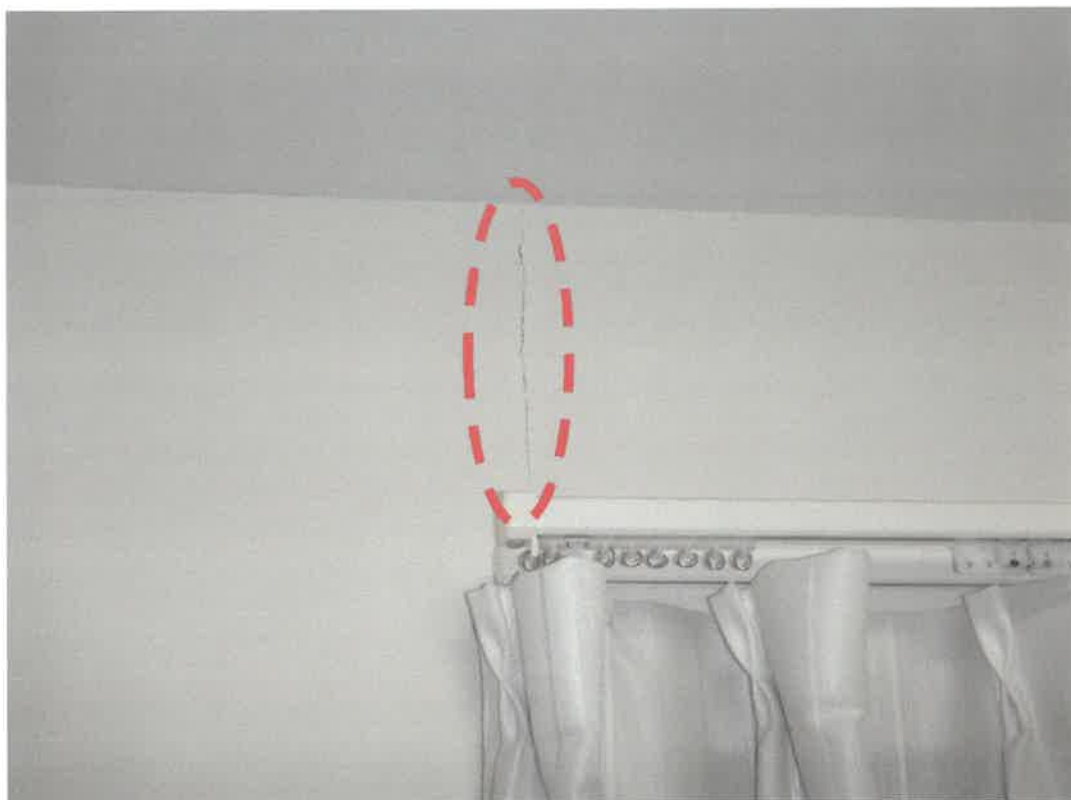
②

③



④





⑤

ひび割れ



⑥

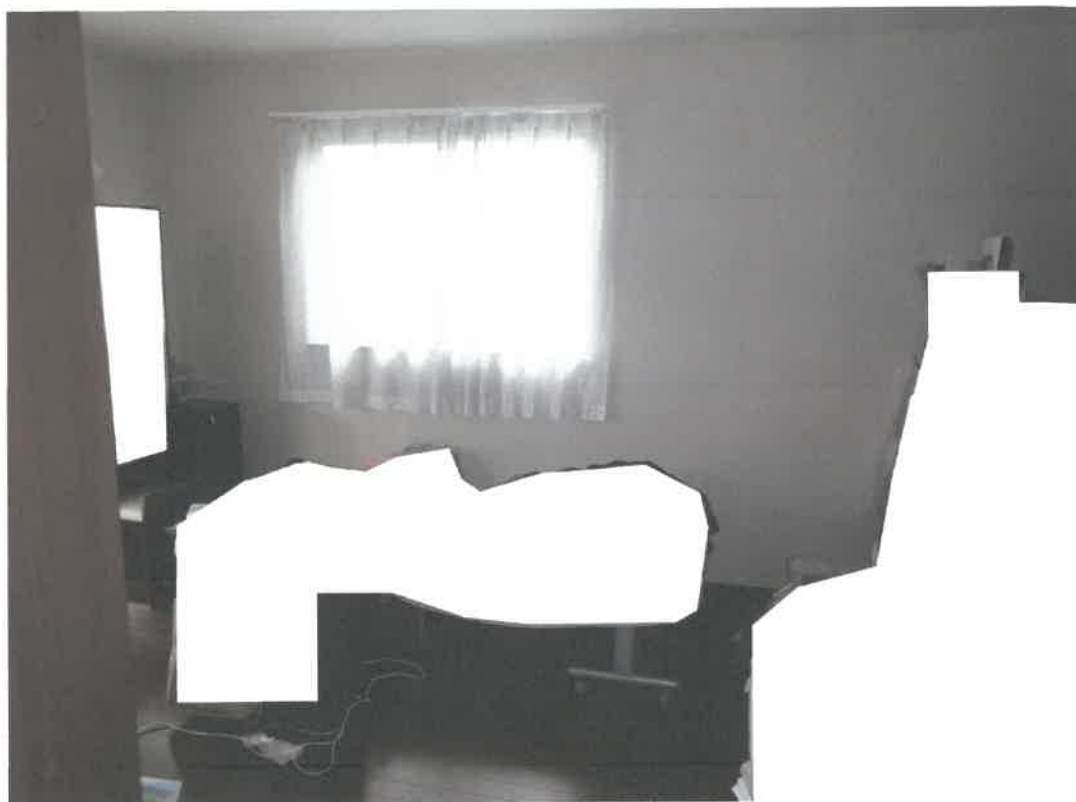


⑦



⑧

⑨



⑩



令和 7年（ケ）第	15号
令和 7年 4月 7日	受 命
令和 7年 5月 9日	現地調査
令和 7年 5月 9日	評 価
令和 7年 5月20日	提 出

水戸地方裁判所 土浦支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
佐 野 俊 夫

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4, 6 1 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1 3 0, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 5 0, 0 0 0 円
物件 3 (建物)	金 4, 4 3 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1・2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所在地 地積	別紙物件目録記載のとおり	
3	所 家屋番号 種類 構造 床面積	別紙物件目録記載のとおり	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位 置 ・ 交 通	JR常磐線「神立」駅の北西方・道路距離約11.8 k m	
付 近 の 状 況	田や山林が広がる中に戸建住宅が介在する市郊外に位置する旧来からの集落地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 用途地域の指定なし 指定 60% 指定 200% なし 土砂災害警戒区域（土石流/水呑沢） 土浦市景観計画 （景観形成重点地区/筑波山麓地区） 土浦市立地適正化計画、土浦市屋外広告物条例
画 地 条 件	地積 : 304.94m ² （登記簿） 間口 : 約2m（法第14条第1項地図による） 奥行 : 約22.5m（法第14条第1項地図による） 形状 : 不整形 地勢 : 北方上り緩傾斜（南側隣接地より高い） 高低差 : 南側接面道路と概ね等高 接面道路との関係 : 二方路地（実質中間画地） （※）目視では隣地境界が確認できない境界不分明な土地であることから、上記は各種図面・ネット上の航空写真・一部外周の把握による概況である。	
接面道路の状況	南側約3.7～4m舗装市道（建築基準法第42条第2項道路） 東側約5.6m舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路） 建築基準法上の道路に係る記載は市建築指導課の陳述による。	
土地の利用状況等	物件1・2は物件3建物の敷地として利用されている。地勢は南側市道も含めて北方上り緩傾斜となっているほか、東側市道より本件土地は約3m強程度高くなっている（間知ブロック擁壁あり）。また、本件土地南西側部分が本物件背後住宅の進入口にもなっており実質共用状態になっている。 建物の配置等は別添土地建物位置関係図のとおり。	

供給処理施設	上水道：あり（特記事項参照） 都市ガス：なし 下水道：あり（特記事項参照） （注1）供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。 （注2）本件土地内私設管等の埋設状況については不明である。 （注3）実際の接続・利用の可否、それに伴う各種の費用負担・手続き等については、関係各所においての詳細調査を要する。
特記事項	①本件土地は市街化調整区域に存する為、建物の取得・新築・増改築・用途変更及び利用等について、市街化区域と異なる特別の制限を受ける場合がある。詳細については、利用者及び利用目的を特定のうえ、関係機関・部署等に確認を要する。 ②境界不分明な土地のため現地概測は困難であるが、法務局備付地積測量図及び後記建築計画概要書によれば、建築基準法上の接道義務（2m）を満たしている可能性が高いことが窺える（前記資料では2.1mと記載されている）。 ③東側道路周辺地域及び南側隣接地と高低差がある。高さ2mを超える崖（勾配30度を超える傾斜地）が存し当該規定に該当する土地の場合には、崖に関する関連法規を遵守する必要がある（詳細は関連部署に要確認）。また、前記のとおり土砂災害警戒区域（土石流）内に存する。 ④市備付図面及び担当課陳述によれば、上水道は共用私設管を利用している。また、下水道も北側隣接地にあると思われる公共マスを利用している可能性が高い（民地内であり詳細不明）。よって、今後の利用にあたって共用者との協議が必要となる。 ⑤評価人としての目視等調査には限界があることから、地中埋設物及び土壌汚染対策法に定められた特定有害物質の有無、地盤地質等の把握については、別途専門調査機関による調査を要する。よって、実際に存した場合（産業廃棄物等を含む）における負担額等をすべて担保できるか否かは不明である。 ⑥前記のとおり、現況は本件土地南西側部分が北側背後住宅地の進入口としても利用されているため、背後地利用者の通行等に係る協議が今後必要となる可能性が高い。

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成23年 6月 2日新築 約14年 約11年
仕 様	構造 軽量鉄骨造 屋根 瓦葺 外壁 サイディング 内壁 ビニールクロス等 天井 ビニールクロス等 床 フローリング等 設備 電気・給排水衛生設備等一式 （※1）仕様は目視確認の範囲によるもので推定を含む。 （※2）設備については動作確認をしていないため、使用可能か否かは確定できない。 （※3）外構がある場合には再調達原価に算入。	
床面積（現況）	1階 54.19㎡（登記簿） 2階 50.94㎡（登記簿） 計 105.13㎡	
現況用途等	階層 地上2階建 現況用途 居宅 間取り 別添間取図のとおり	
品 等	概ね普通	
保守管理の状態	概ね普通（軽微な内壁の亀裂あり）	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特記事項	①建築計画概要書の記載内容（以下抜粋） 平成23年2月18日 22CA03-0203S 一戸建ての住宅 新築 都市計画法第43条許可 H23年2月14日 第22-32号 ②物件3は市街化調整区域内に存するため、買受希望者は、本件建物建築の法的根拠・経緯及び今後の取扱い（用途変更・再築可能性等）について、関係機関・部署等にあらかじめ確認すべきである。 ③目視調査の範囲による限りにおいては、保守管理状態は前記のとおり確認したが、評価人としての調査には限界があるため、建物に係るその他劣化損傷の把握については、別途専門調査機関による調査が必要である。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 2 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	4,960	0.56	216.16	0.70	420,000
2	4,960	0.56	88.78	0.70	170,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 土浦(県)-6

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $7,030\text{円}/\text{m}^2 \times 100.0/100 \times 100/100.0 \times 100/141.8 = 4,960\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件+5.0 環境条件+35.0

イ 個別格差：街路条件(道路の系統・連続性▲5 道路の幅員▲3) 環境条件(地勢等▲10)
 画地条件(形状▲25 法地(擁壁)部分を含む▲10)

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件3 (建物)

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	210,000	105.13	0.40	8,830,000

ア 再調達原価 : 210,000円/㎡

イ 現況延床面積 : 105.13㎡

ウ 現 価 率

経過年数14年, 経済的全耐用年数25年, 経済的残存耐用年数11年, 観察減価及び中古建物の市場性減価10%, 残価率1%, 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し, 現価率を査定した。

・現価率 = {残価率1% + (1-1%) × (経済的残存耐用年数11年 / 経済的全耐用年数25年)} × (1-観察減価10%) ÷ 0.40

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	420,000	0.35 法定地上権	150,000
2	170,000	0.35 法定地上権	60,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のように査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	420,000	－150,000	1.00	0.70	0.70	130,000
2	170,000	－60,000	1.00	0.70	0.70	50,000
3	8,830,000	＋210,000	1.00	0.70	0.70	4,430,000
一括価格（合計）						4,610,000

- ウ 占有減価修正 : 必要ないと判断した。
- エ 市場性修正 : この種の不動産の市場性及び目的物件の個別的要因等を十分考慮したが、以下の理由により、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。
- ・特記事項記載の市場性減退要因
- オ 競売市場修正 : 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。
- (※) 本件評価は現地調査日において目視可能な部分を前提とし、かつ、公共機関の陳述・公開された資料・（陳述が得られた場合には）関係人陳述等に基づいたものである。よって、競売不動産特有の調査上の各種制約等により、把握が困難な流動的要因については、当該競売市場修正に包含されていることに留意されたい。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 土浦(県)-6

所 在：土浦市沢辺字村内783番1

価 格：7,030円／m²

位 置：JR常磐線「神立」駅10km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：1,478m²

供給処理施設：水道, 下水道

接 面 街 路：北側8m県道

用途指定等：市街化調整区域 用途地域の指定なし（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：農家住宅、一般住宅、小規模店舗等の混在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 物件目録
- 2 物件位置図
- 3 周辺見取図
- 4 地図（法第14条第1項）写
- 5 地積測量図写
- 6 建物図面・各階平面図写
- 7 土地建物位置関係図
- 8 間取図
- 9 仮名一覧表

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 土浦市小野字宅地付
 地 番 180 番 3
 地 目 宅地
 地 積 216.16 平方メートル
 所有者 A

- 2 所 在 土浦市小野字宅地付
 地 番 180 番 4
 地 目 宅地
 地 積 88.78 平方メートル
 所有者 A

- 3 所 在 土浦市小野字宅地付 180 番地 3、180 番地 4
 家屋 番号 180 番 3
 種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造かわらぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 54.19 平方メートル
 2 階 50.94 平方メートル
 共有者 A 持分 2100 分の 1
 共有者 B 持分 2100 分の 20
 共有者 C 持分 2100 分の 2079

物件位置図



国土地理院地図を加工して作成

周辺見取図



国土地理院地図を加工して作成

地図（法第14条第1項）写

縮尺 1 : 5 0 0

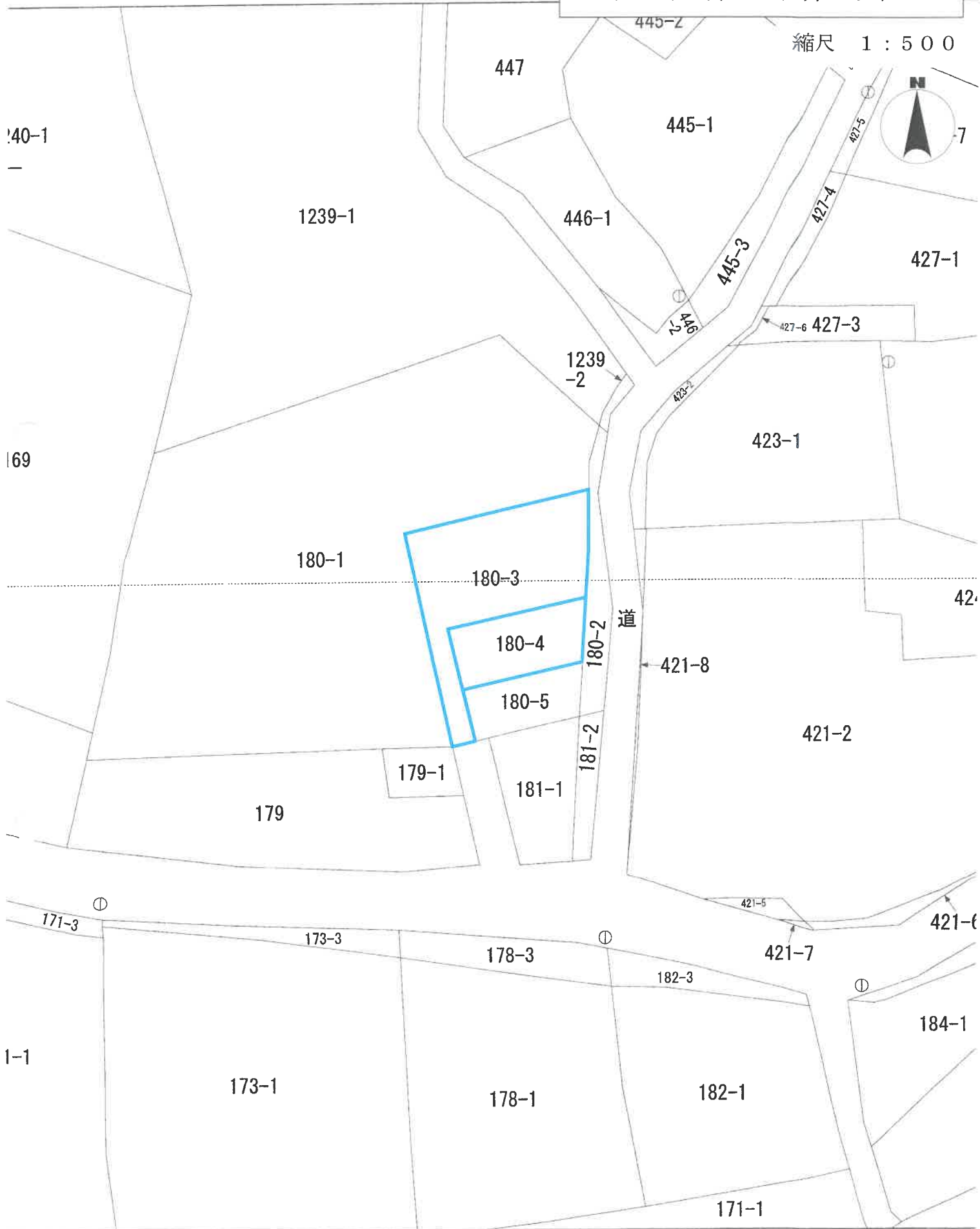
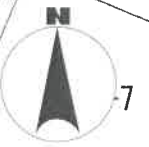


図 所在土地積測量図

地番 180-1・-3・-4

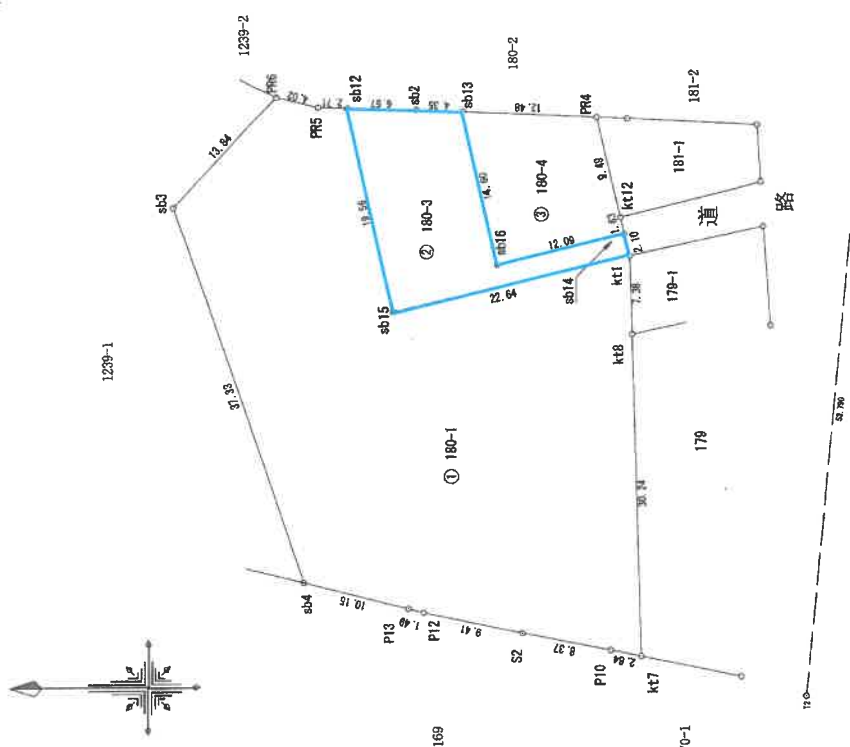
土地の所在 土浦市小野字宅地付

求積表

地番	① 180-1	X _n	Y _n	X _n · (Y _{n+1} - Y _{n-1})	
N0					
kt1		17832.857	29519.882	40498.418247	新設市プラスチック杭
sb15		17854.909	29514.773	249397.368912	新設金属板
sb12		17859.208	29533.890	342361.017960	新設プレート
PR5		17861.919	29533.943	18862.186464	既存市プレート
PR6		17865.817	29534.906	-163079.177676	既存市プレート
sb3		17875.288	29524.815	-612860.846512	新設プラスチック杭
sb4		17883.380	29486.432	-677022.102000	新設プラスチック杭
P13		17883.544	29486.915	-51963.813040	既存プラスチック杭
P12		17882.106	29486.522	-42862.906506	既存プラスチック杭
S2		17842.915	29484.514	-65340.754730	既存石杭
P10		17834.713	29482.890	-39914.087694	新設プラスチック杭
kt7		17831.939	29482.276	529574.335838	新設プレート
kt8		17832.677	29512.502	670615.651262	新設プラスチック杭
			合計面積	-2724.709976	
			地積	1362.35 m ²	

地番	② 180-3	X _n	Y _n	X _n · (Y _{n+1} - Y _{n-1})	
N0					
kt1		17832.857	29519.882	127594.091835	新設市プラスチック杭
sb14		17833.329	29521.928	-12982.663512	新設金属板
sb16		17845.101	29519.154	204718.998672	新設金属板
sb13		17848.298	29533.400	25222.723358	新設プレート
sb2		17852.545	29533.625	8033.690250	新設市プレート
sb12		17859.208	29533.850	-336661.789216	新設プレート
sb15		17854.909	29514.773	-249397.368912	新設金属板
			合計面積	-432.320525	
			地積	216.16 m ²	

地番	③ 180-4	X _n	Y _n	X _n · (Y _{n+1} - Y _{n-1})	
N0					
sb13		17848.298	29533.400	-242772.543996	新設プレート
sb16		17845.101	29519.154	-204718.998672	新設金属板
sb14		17833.329	29521.928	77717.647762	新設金属板
kt12		17833.694	29523.512	193103.238632	新設市プレート
PR4		17835.832	29532.756	176950.708816	既存市プレート
			合計面積	-309.954838	
			地積	154.97 m ²	



恒久的地物 (任意座標)

点名	X座標	Y座標
T1	17811.347	29532.140
T2	17816.631	29478.610

作成者

(平成 22 年 6 月 9 日作成)

申請人

縮尺 1/500

A 3 版を A 4 版に縮小

土地積地測量圖

地 番 180-4. -5

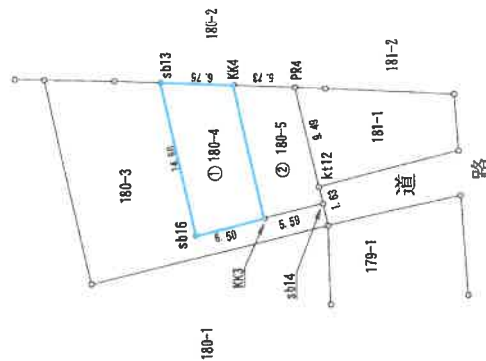
土地の所在 土浦市小野字宅地付

求積表

(任意座標)

地番	①180段4		Y	X ₁ ・(Y ₁ +Y ₂)	
	NO	X ₁			
		17845.101	29519.154	-272614.283256	既存金属板
3b16		17838.773	29520.645	247293.287154	既存プラスチック板
KX3		17841.458	29533.052	272569.072290	既存金属板
3b13		17848.298	29532.400	-248655.645604	既存プレート
			合計	-171.569415	
			合計面積	88.784705	
				88.787	㎡2

地番	②180番5	X_n	Y_n	X_{n+1}	Y_{n+1}	
NO						
K3		17834.773	29520.645	-19843.518	52052.10852	既存プラスチック板
K4		17833.379	29521.928	51128.154243		既存金鋼板
Sb14		17832.694	29523.512	193.03.238632		既存市プレート
K12		17832.694	29523.512	193.03.238632		既存市プレート
P4		17835.832	29522.756	170.65.837280		既存金鋼板
K4		17841.558	29533.052	-21607.9.108338		
			合計	-32.389635		
			合計面積	66.1948175		
			合計地積	66.19 m^2		



恒久的地物 (任意座標)

点 名	X座標	Y座標	
T1	17811.347	29532.140	マンホールキザミ
T2	17816.631	29478.610	金風鉾

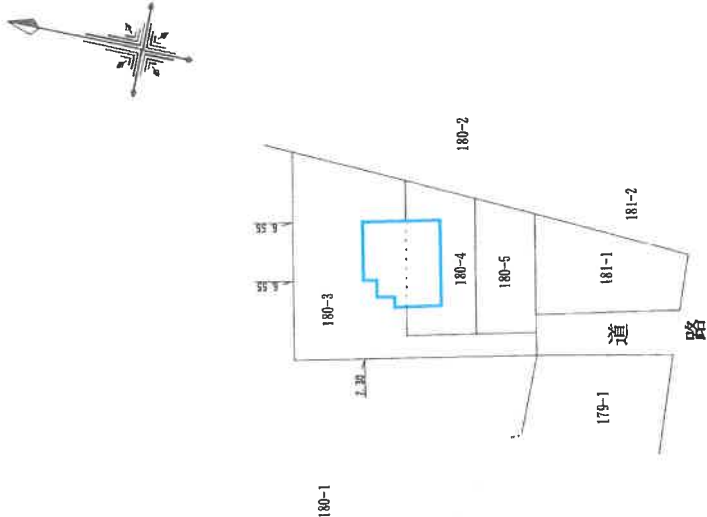
(平成23年7月5日測量)

申請人

縮尺 $1/500$

(平成 23 年 7 月 5 日作成)

作者

各階平面図		建物図面	
家屋番号	180-3	縮尺	1/500
建物の所在	土浦市小野字宅地付180番地3・180番地4		
			
作成者		縮尺	1/250
(平成23年7月5日作成)		申請人	

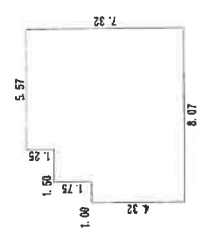
A 3 版を A 4 版に縮小

各階平面図

建物図面各階平面図

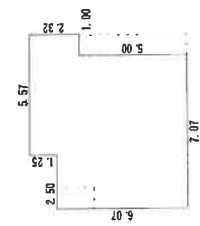
家屋番号	180-3
建物の所在	土浦市小野字宅地付180番地3・180番地4

1 階

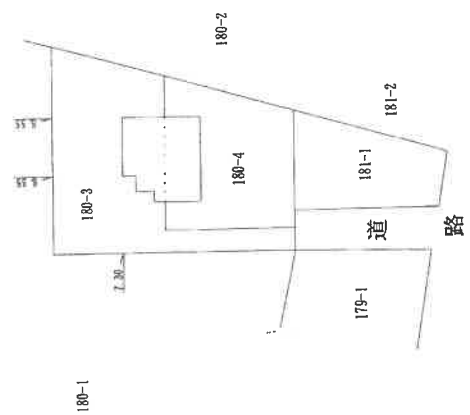


求積表			
1.00	×	4.32	= 4.3200
7.07	×	6.07	= 42.9149
5.57	×	1.25	= 6.9625
計			54.1974
床面積			54.19 m ²

2 階



求積表			
2.50	×	6.07	= 15.1750
4.57	×	7.32	= 33.4524
1.00	×	2.32	= 2.3200
計			50.9474
床面積			50.94 m ²



作成者

(平成23年6月2日作成)

縮尺 1/250

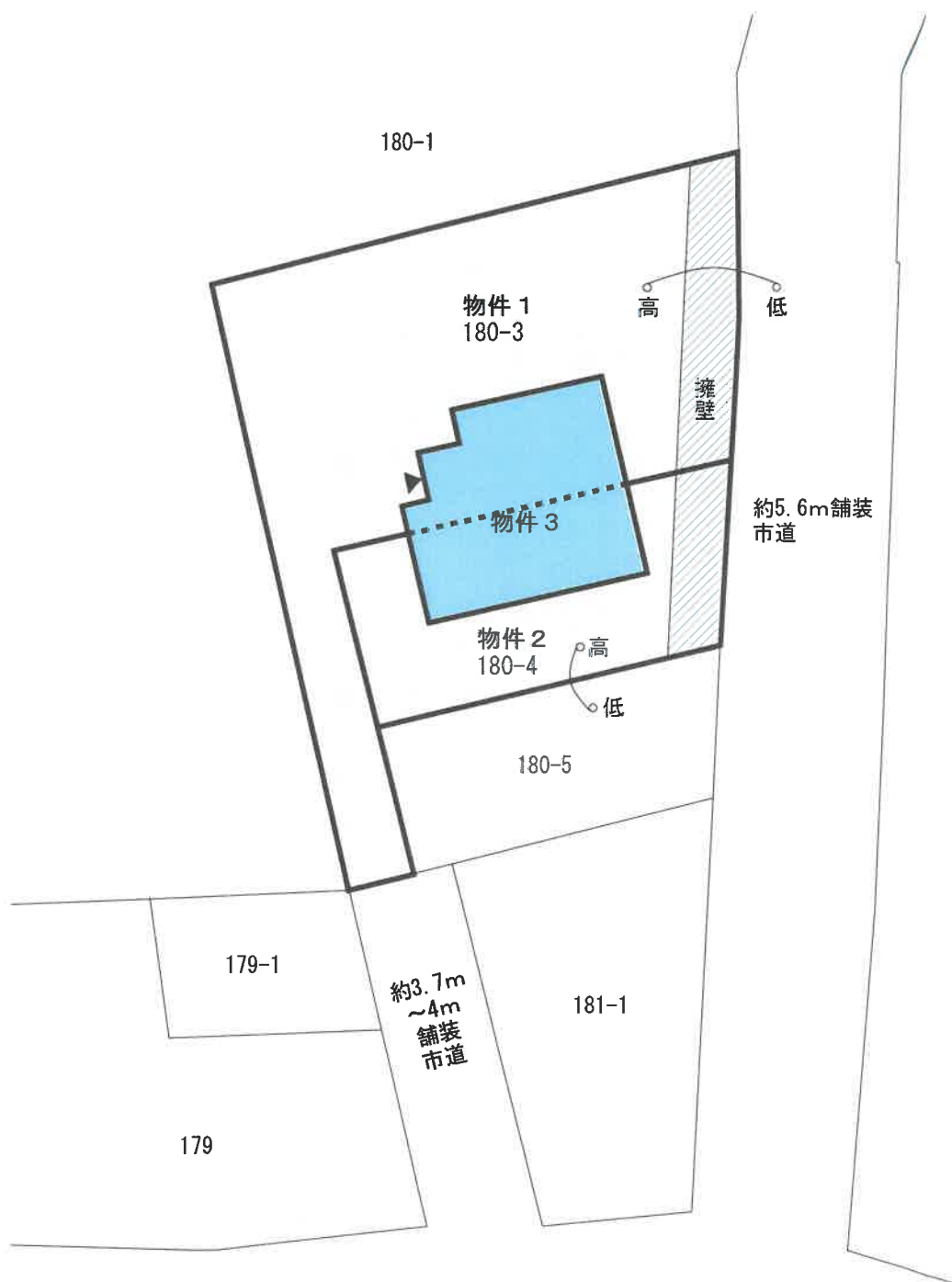
申請人

縮尺 1/500

A3版をA4版に縮小

土地建物位置関係図

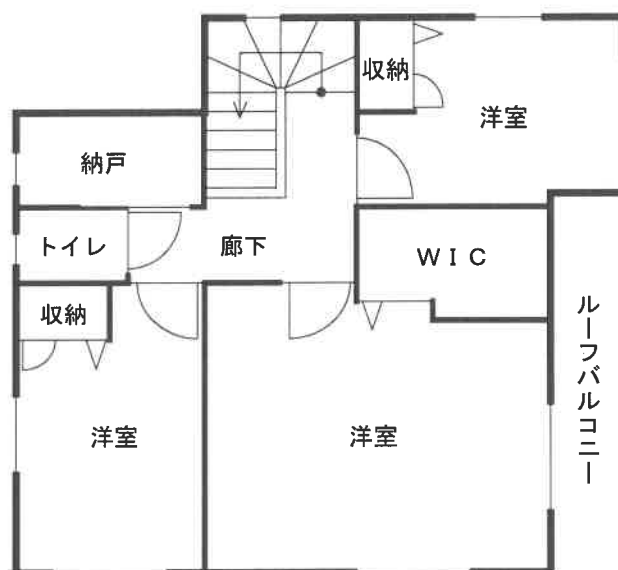
事件番号	7年(ケ)15号
物件番号	1～3



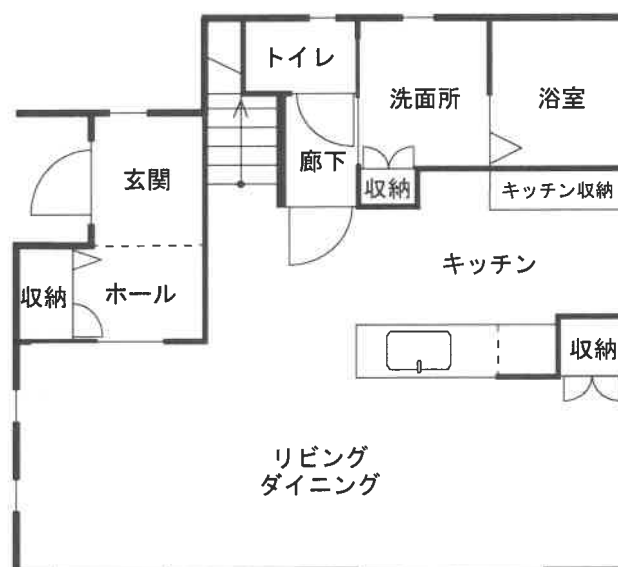
この図面は、
地図（法第14条第1項）及び現地調査等により作成した物件の形状・配置の概要図です。

間 取 図

事件番号	7 年 (ケ) 1 5 号
物件番号	3



2 階 床面積 : 50.94㎡



1 階 床面積 : 54.19㎡

※間取図と現況が異なる場合は現況優先となります。
(建具等については一部推定)